

改正

平成13年4月27日教委規則第3号

平成16年5月27日教委規則第3号

平成29年3月29日教委規則第3号

旭川市教科書調査委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市教科書調査委員会条例（昭和39年旭川市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 旭川市教科書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までの間において、旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた期間とする。

(調査委員)

第3条 調査委員の氏名は、前条に規定する期間においては公開しないものとする。

(欠格条項)

第4条 条例第4条第3号に掲げる著者は、教科書の採択を行う年の3月31日から遡った4年間、教科書等（採択の対象となる教科書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者とする。

2 前項の著作又は編集に関与した者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 国が示す著作編修関係者名簿に掲載された者
- (2) 発行者が招集した教科書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者
- (3) 発行者による学校や自宅等への訪問等を受け、教科書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者
- (4) 発行者に訪問や資料提供等を依頼した者
- (5) その他教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者

3 条例第4条第6号の規定により教育委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 過去において、特定の教科書の推奨又は排除のために宣伝を行った者
- (2) その他委員会が定める者

(役員)

第5条 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。

(小委員会)

第6条 調査委員会に、その選定する教科書の教科ごとの小委員会を置く。

2 委員は、いずれか1以上の小委員会に属するものとし、その所属は委員長が定める。

3 小委員会に、小委員長及び副小委員長各1人を置き、当該小委員会委員の互選とする。

第7条 小委員長は、小委員会を代表し、小委員会の事務を掌理する。

2 副小委員長は、小委員長を補佐し、小委員長事故あるときは、これを代理する。

(審議の方法)

第8条 審議は、調査委員会において、委員会の採択方針及び北海道教育委員会が示した採択基準、参考資料並びに小委員会において作成した資料、教科書見本(見本本)等に基づいて行う。この場合、委員会が必要と認めたときは、その他の資料も参考とすることができる。

(会議)

第9条 調査委員会及び小委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、委員会事務局において行う。

(その他の事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 旭川市教科書採択審議会規則(昭和28年旭川市教育委員会規則第7号)は廃止する。

附 則(平成13年4月27日教委規則第3号)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に任命された選定委員については、この規則による改正後の旭川市教科書選定委員会条例施行規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年5月27日教委規則第3号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。